

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年9月4日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

1 契約の概要

給食調理室入口手洗器給湯管漏れ工事

2 履行（納品）場所

横浜市港北区新吉田町3226

横浜市立新田小学校

3 契約日

令和5年7月6日

4 履行日又は履行期間

令和5年7月6日

5 契約金額

85,800円（うち取引に係る消費税 7,800円）

6 契約の相手方（名称及び所在）

三ツ矢設備工業株式会社

横浜市西区久保町4番12号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

給食室給湯管の老朽化により水漏れが発生し、安全な給食の提供等学校運営に支障があり、緊急で修繕を実施する必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

一般競争入札有資格者名簿に登録のある事業者から、速やかに対応可能な業者を選定した。

9 所管課

横浜市立新田小学校